消防法（昭和23年法律第186号）第13条の５第１項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成21年11月17日

財団法人消防試験研究センター理事長　関　　口　　和　　重

１　試験の種類及び日時

試験の種類	日時
乙種危険物取扱者試験	平成22年１月31日（日）午前10時00分から

２　試験の場所

鳥取市尚徳町101－５　　とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館）

倉吉市山根529－２　　鳥取県立倉吉体育文化会館

米子市古豊千520　　米子職業能力開発促進センター

３　受験願書の受付期間

平成21年11月20日（金）から同年12月７日（月）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

４　受験願書の提出先

〒680－0011　鳥取市東町一丁目271　鳥取県庁第二庁舎８階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

５　受験手数料及び納付方法

受験手数料は、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

６　その他

（１）　受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

（２）　試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857－26－8389）に照会すること。